

## 令和07年分の申告書等送信票（兼送付書）

この送信票（兼送付書）は、電子データで送信した書類や別途税務署に提出する必要がある書類をご確認いただくものです。  
提出する書類のない方は、この送信票（兼送付書）の提出は不要です。

受付印

住所	(〒254-0036) 神奈川県平塚市宮松町12番-18-432号		
氏名	ムナカタ ヒサオ 宗像 尚郎		
整理番号	利用者識別番号 1621-0121-0792-6053		
受付日時	令和8年03月16日 19:00:52	受付番号	2026-0316-1900-5256-8112
税理士等 氏名・名称		税理士等 電話番号	( )
特記事項			

「別途提出」欄に 印のある書類は、この送信票（兼送付書）と一緒に提出してください。

電子 送信	提出 省略	別途 提出	送信（送付）書類名
			申告書第一表
			申告書第二表
			給与所得の源泉徴収票情報
			医療費控除の明細書（兼医療費通知の記載事項）
			医療費通知
			寄附した団体等から交付を受けた寄附金の受領証等
			公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

添付書類の 提出	提出書類	この送信票（兼送付書）と上記「別途提出」欄に 印のある書類
	提出先	郵便又は信書便で送付する場合：右下に表示されている宛先 税務署の受付又は時間外収受箱へ提出する場合：住所地の所轄税務署
	提出方法	以下のいずれかの方法で遅滞なく提出してください。 ・郵便又は信書便で送付（送料は負担願います。） ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函 一部の添付書類については、イメージデータで提出することができます。 詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。

### 還付金の振込について

還付金の振込先口座は、申告された方の本人名義に限ります（店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合などは振込みできない場合があります。）。

なお、一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の金融機関にご確認ください。

提出先（郵送等で提出する際に切り離してご利用ください。）

254-8534

平塚市浅間町9番1号

東京国税局業務センター平塚分室  
（平塚税務署）行

申告書等を持参される場合は、上記（ ）内の税務署へお持ちください。



整理番号

令和 07 年分の所得税及び復興特別所得税の申告内容確認票

第二表

神奈川県平塚市宮松町12番-18-432号  
住所  
氏名 ムナカタ ヒサオ 宗像 尚郎

Table with 4 columns: 保険料等の種類, 支払保険料等の計, うち年末調整等以外, 社会保険料控除. Rows include 源泉徴収票のと, 介護保険, 新生命保険料, 旧生命保険料, 新個人年金保険料, 旧個人年金保険料, 介護医療保険料, 地震保険料, 旧長期損害保険料.

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目, 収入金額, 源泉徴収税額. Rows include 給与 from ルネサスエレクトロニクス, 給与 from 学校法人 慶応義塾, 給与 from 公立大学法人, 給与 from リネオソリューションズ株式会社.

本人に関する事項: 寡婦, ひとり親, 勤労学生, 障害者, 特別障害者. Includes checkboxes for 死別, 離婚, 生不明, 未帰還.

雑損控除に関する事項(㉗)

Table with 3 columns: 損害の原因, 損害年月日, 損害を受けた資産の種類など. Includes 損害金額, 保険金などで補填される金額, 差引損失のうち災害関連支出の金額.

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項(㉑)

Table with 4 columns: 所得の種類, 収入金額, 必要経費等, 差引金額.

寄附金控除に関する事項(㉒)

寄附先の名称等: 寄附金 419,500円. Includes address and phone number.

特例適用条文等: 措法41の18の3

配偶者や親族に関する事項(㉔-㉖、㉘、㉚)

Table with 10 columns: 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 障害者, 国外居住, 特親, 住宅, 住民税, その他. Includes 宗像 祐子.

事業専従者に関する事項(㉛)

Table with 5 columns: 事業専従者の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数・程度・仕事の内容, 専従者給与(控除)額.

住民税・事業税に関する事項

Table with 6 columns: 住民税 (非上場株式の少額配当等, 非居住者の特例, 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除額, 給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法), 共同募金・日赤その他の寄附, 都道府県条例指定寄附, 市区町村条例指定寄附.

Table with 6 columns: 退職所得のある配偶者・親族の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 退職所得を除く所得金額, 障害者, その他, 寡婦・ひとり親.

Table with 4 columns: 事業税 (非課税所得など, 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額), 番号, 所得金額, 損益通算の特例適用前の不動産所得, 前年中の開(廃)業開始・廃止, 月日, 他都道府県の事務所等.

Table with 4 columns: 上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所, 氏名, 住所, 所得税で控除対象配偶者などとした専従者, 氏名, 給与.

税理士署名・電話番号

税理士署名欄 (30年, 33年02)

# 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(令和07年分)

氏名 宗像 尚郎

この明細書は、確認用です。

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

## 1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	円 24,000
	以外の寄附金の額	419,500
	+	443,500
所得金額の合計額		14,320,567
	× 40%	5,728,226

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。  
(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
日本ユニセフ協会	7・12・31	24,000 円
・	・	
・	・	

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。  
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。  
・退職所得及び山林所得がある場合.....その所得金額  
・ほかに申告分離課税の所得がある場合.....その所得金額  
(特別控除前の金額)  
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

## 2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

-	(赤字のときは0) 円 5,308,726
とのいずれか少ない方の金額	24,000
2千円 -	(赤字のときは0) 0
( - ) × 40%	(100円未満の端数切捨て) 9,600
令和7年分の所得税の額	2,204,550
× 25%	(100円未満の端数切捨て) 551,100
公益社団法人等寄附金特別控除額 (とのいずれか少ない方の金額)	9,600

申告書第一表の③の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(⑥~⑧欄)に転記してください。  
ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除(⑥~⑧欄)に記入してください。

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

